

令和 4 年就業構造基本調査の概要

1 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業・不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とし、5 年毎に実施されます。

2 主務官庁

総務省

3 調査の対象

総務省から指定された調査区内の全世帯のうち、定められた方法により抽出された世帯に居住する 15 歳以上の世帯員です。

4 調査の日程（調査期日：10 月 1 日）

9 月中旬　　：調査員が調査区内の全世帯（堺市では約 6,000 世帯）を訪問し、調査地域の地図と名簿を作成します。

9 月下旬　　：堺市が上記のうちから調査世帯（約 1,600 世帯）を抽出し、15 歳以上の世帯員に、調査員が調査票を配布します。

10 月上旬～：インターネット、郵送、調査員への提出のいずれかの方法で回答します。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更となる可能性があります。

5 調査項目

【世帯全員】

出生年月、就業状態、職業訓練及び自己啓発の有無、育児・介護の状況 など

【有業者のみ】

従業上の地位・勤め先での呼称、就業日数・時間、テレワークの実施状況 など

【無業者のみ】

就業希望の有無、希望職種、求職活動状況 など

6 調査結果の利用

国の基本的な方針決定の基礎資料、地方公共団体における雇用対策など

7 秘密の保護

調査員は、大阪府知事任命の非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務がありますので、調査で知った内容等を漏らすことは、固く禁じられています。また、調査内容を統計以外の目的（税金の徴収など）には使用いたしません。